

バイク置場使用契約書（見本）

団地管理組合法人加古川グリーンシティ管理規約及び使用細則に基づき、組合員全員の利益のため、バイク置場使用契約者（以下甲という。）と団地管理組合法人加古川グリーンシティ（以下乙という。）は、バイク置場の利用を目的とするバイク置場使用契約を以下の条項により締結する。

第 1 条 乙はその管理に係るバイク置場（以下本バイク置場という。）を甲のバイクの駐輪を目的として甲にその使用を許可する。

駐輪車両は、原動機付自転車・普通自動二輪車・大型自動二輪車に限る。

第 2 条 甲は本バイク置場をいかなる第三者にも譲渡、若しくは転貸することはできない。

第 3 条 本バイク置場の月額賃貸料は1,000円とする。甲は毎月月末までに翌月分の賃貸料を乙に支払うこととする。

ただし、1ヶ月未満の賃貸料は1ヶ月分とする。物価水準その他の事由により賃貸金額が不適当になったときは改正することができる。

第 4 条 甲は、本バイク置場に駐輪する車両の車両番号を乙に届出なければならない。

第 5 条 乙は、天災地変、盗難滅失、その他の理由、若しくは犯罪により、甲が受けた損害に対しては賠償の責を負わない。

第 6 条 甲又はその関係者が故意若しくは過失により、バイク置場、又はその他に損害を与えた場合、甲はその全額を賠償する責を負う。

第 7 条 本契約期間は 年 月 日より 年 12 月 31 日迄とする。

本契約期間満了1ヶ月前までに甲乙いずれからも更新拒絶を相手方に通知しなかったときは、本契約期間満了の翌日より向こう1ヶ年同一条件をもって更新する。以後同様とする。

第 8 条 バイク置場の使用にあたり次の事項を甲は、厳守する。

(1) 乙の指示及び場内標識に従う。

(2) クラクション等他に迷惑を及ぼす騒音等をできるだけ発しない。

(3) バイクを離れるときは車両に施錠する。

(4) 駐輪場内の他の車両、施設、又は器具等に損害等を与えたときは、速やかに管理事務所に連絡し指示を受ける。

(5) バイク置場内にはバイク以外のものを置かない。

第 9 条 契約の解除

(1) 甲が乙の承諾無く第3条に定める賃貸料の前払いを怠ったときは乙は甲に対し何等の通知、催告を要せず本契約を解除することができる。

(2) 甲が本契約の条項に違反、又は正当な事由なく乙の指示に従わないときは、本契約を解除することができる。この解除については甲は乙に何等異議を申し立てない。

第 10 条 本バイク置場に駐輪するバイクには、乙が発行する指定シールを後輪カバー後部のよく見える位置に必ず貼付する。

第 11 条 本契約に定めのない事項については乙の裁量による。

上記の契約を証するために本書2通を作成し甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

(甲) 棟 号

組合員：氏 名 _____ 印

使用者：氏 名 _____

(乙) 団地管理組合法人加古川グリーンシティ

_____ 印